

令和元年7月2日  
(令和元年11月27日一部修正)

消費者ネットおかやまとアサヒカルピスウェルネス株式会社との間で  
差止請求に関する協議が調ったことについて

適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者ネットおかやま（以下「消費者ネットおかやま」という。）から、消費者契約法第23条第4項第9号の規定による報告があり、差止請求の相手方との間で同号に規定する協議が調ったと認められるので、同法第39条第1項の規定に基づき、協議が調ったと認められるものの概要を公表する。

記

1. 協議が調ったと認められるものの概要

(1) 事案の概要

本件は、消費者ネットおかやまが、アサヒカルピスウェルネス株式会社（以下「アサヒカルピスウェルネス」という。）に対し、同社が運営する「アサヒの健康通販」オンラインショップのショッピング利用規約には、同社が一切損害賠償責任を負わない旨の記載がされている条項（以下「本件規約条項」という。）が含まれており、本件規約条項は、消費者契約法第8条第1項第1号ないし第4号<sup>(※)</sup>に規定する消費者契約の条項に該当し、無効であるとして、その改定を求めた事案である。

(※) 消費者契約法

(事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効)

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- 二 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
- 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- 四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

五 〔略〕

2 〔略〕

注) 上記の差止請求が行われた日現在の規定

## (2) 結果

平成 31 年 4 月 23 日、アサヒカルピスウェルネスは、消費者ネットおかやまに対し、本件規約条項に関し、同社は「故意または重過失による場合を除き」一切の責任を負わないこととする内容の改定をする旨連絡した。

これを受けて、令和元年 5 月 10 日、消費者ネットおかやまは、申入れの趣旨に沿う内容の改善がなされたものとして、申入れを終了した<sup>(※1)</sup>。

## 2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者ネットおかやま (法人番号 2260005003094)

## 3. 事業者等の氏名又は名称

アサヒカルピスウェルネス株式会社 (法人番号 1011001106635)

## 4. 当該事案に関する改善措置情報<sup>(※2)</sup>の概要

なし

(※1) 本公表は、消費者契約法第 8 条第 1 号から第 4 号までの法解釈につき、消費者庁としての見解を示すものではありません。

(※2) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう (消費者契約法施行規則第 14 条、第 28 条参照)。

以上

### 【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9165

URL：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/index.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html)